



2007年1月号

[第135号]

広報

ひだか

日高町ホームページ <http://www.town.hidaka.wakayama.jp/>



初登庁の中町長(2期目)

新年あけましておめでとうございます

町の人口と世帯

平成18年11月30日現在

人口	7,739人
男	3,660人
女	4,079人
世帯数	2,668戸

編集発行 日高町役場
☎0738-63-2051(代)

- 恵まれた自然を大切に
快適で住みよい町をつくります
- 歴史と伝統を愛し
心豊かな町をつくります
- スポーツを楽しみ
健康で明るい町をつくります
- 知恵を出し 汗を流し
活力ある町をつくります
- 故郷に誇りを持ち ふれあいを
大切にする町をつくります

日高町民憲章
人が町をつくり
町が人をつくる



日高町の頭文字「ひ」を図案化したもので、円形は住民の融和と団結を表し、上部の翼は町の飛躍、発展を象徴しています。



日高町長 中 善 夫

新年あけましておめでとう
ございます。

町民の皆様には、すがすが
しい新年をお迎えのことと心
からお慶び申し上げます。

平素は、町行政の推進に格
段のご支援・ご協力を賜り厚
くお礼申し上げます。

さて、昨年10月の町長選挙
におきましては、町民の皆様
がたの力強いご支援と温かい
ご厚情により無投票当選の栄
に欲し、町政二期目を担当さ
せていただくことになりました。
新春にあたり改めてその
重責に身の引き締まる思いで
ございます。

私は、これまでの一期四年
間、「誠実と実行」を政治信
条に掲げ、町政運営に全力を
傾注してまいりました。

この間、厳しい財政事情下
にありながらも、学校給食の
実施、志賀保育所の増改築と
0歳児保育の実施、乳幼児医
療費の小学校就学前までの無
料化拡大、障害者の作業所誘

致、特別養護老人ホームの誘
致等々、福祉・教育施設の整
備をはじめ、道路や上下水道
といった各種の生活基盤の整
備など、皆様にお約束した八
つの公約は、ほぼ達成するこ
とができたものと思っております。

これもひとえに、皆様のご
支援とご協力があつたからこ
そであり、ここに改めて感謝
申し上げる次第であります。
今後四年間の町政運営につ
きましては、私の町づくりの
基本理念であります「住民の
皆さんの幸せを第一に考え、

安心して豊かに暮らせるまち
づくり」をさらに一歩前進さ
せるため、行政の継続性を重
視しながらも、これまでの経
験を十分活用し、速やかにあ
らゆる施策を検討いたし、地
方自治の精神に基づき、より
一層町民生活を向上させるよ
う、全力を傾注する覚悟であ
ります。

その基本施策としまして、
「行財政改革を推進し、自律
の道をさらに一歩前進」、「直
面する東南海・南海地震に備
え、防災対策の充実」、「小学
校三年生までの医療費無料化
の拡大」等々、八つの選挙公
約を皆様に申し上げてまいり

ました。

このような基本施策の推進
にあたっては、町民とともに
手を携え、本町の豊かな自然
の恵みを大切にしながら、こ
の日高町に住んで良かった、
住んでみたいと言われるよう
な町づくりをめざして、力
いっぱい頑張つてまいる所存
であります。

どうか、町民の皆さまにお
かれましては、より一層のご
支援・ご協力を町政発展のた
めにお寄せいただきたいと思います。

最後になりましたが、ご家
族ともども、ご健康で幸多い
年でありますことを、心より
お祈り申し上げ、年頭のごあ
いさつといたします。



日高町議会議長 一 松 輝 夫

明けましておめでとうござ
います。

皆さまには、さらなる飛躍
を胸に新しい年をお迎えのこ
ととお慶び申し上げます。

旧年中は、私ども議会活動
に對しまして温かいご理解と
ご支援を賜り厚くお礼を申し
上げます。

さて、「地方にできること
は地方に」を基本とした三位
一体改革が進められておりま
すが、国に集中する権限と税
源を地方へ移譲し、住民ニー
ズに応じた多様で透明性の高
い行政サービスを目指す地方
分権改革は、時代の潮流とな
りました。

しかしながら、法律上は国
と地方の関係が「対等・協力」
となつても、税源移譲が不完
全なものとなつていよう、
国庫補助負担金の廃止や縮減、
地方交付税の削減など、また、
福祉、教育、投資的公共事業
等の抑制などにより、地方自
治行政の財源に大きく影響を
及ぼしております。

こうした中、昨年、誕生し
た安倍晋三内閣は「地方に活
力がなければ国の活力も生ま
れない。」として、遅れてい
る地方分権改革を再度推進し
ようとしており、私や町長が
所属している地方六団体は、
真の地方自治の実現に向け、
様々な提言を行っていること
であります。

一方、我が日高町において

は、合併問題に一応の区切り
をつけ、自律の道を歩んでお
りますが、今後は、新たな市
町村合併問題も視野に入れな
がらも、スリムで効率的な行
政を目指し、行財政改革を進
めていかなければなりません。
議会においても、行財政改
革検討特別委員会が主体とな
り、町が行財政改革大綱を基
に推進する行財政改革につい
て検討するとともに、議会自
らも、議員定数を三名減とす
ることや報酬を正副議長、議
員の報酬を各一万円削減する
ことを決定したところであり
ます。

私ども議会議員の任期も、
いよいよ間近に迫り、今後は
十一名により、より多くの町
民皆さまのご意見・ご要望を
町政に反映して個性豊かで魅
力あるまちづくりを推進する
ため、議員一同、慎重な議案
審査と精力的な活動によって
重責を果たす所存であります。
どうか本年も町議会に対し、
一層のご支援・ご協力をお願
い申し上げますとともに、皆
さまのご健勝とご多幸を心か
らお祈りし、年頭のごあいさ
つといたします。

成人式のご案内

1月4日(木) 中央公民館



日高町では、1月4日(木)午前10時から日高町中央公民館大会議室において、平成19年成人式を開催します。

今年の対象者は、昭和61年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた方で、99人(男性53人、女性46人)です。

対象者には、既に案内状を送付していますので、ご出席してください。

詳しくは、中央公民館(☎63・3811)まで。

新成人を迎えられる方は、次の皆さんです。(敬称略)

▽原谷 金崎由紘・楠山義人・小林央人・一松大介・奥田有

- 紀・上本真里奈・佐竹明美・左成彩・寺本歩
- ▽萩原 神田皓平・小林智之・武内久直・辻裕也・辻村拓巳・中家宜詳・橋本拓磨・早稲田新吾・北崎麻沙・崎山晴奈・塩路尚子・高山美咲・田原亜紗美・中尾遊季
- ▽荊木 池ノ上裕紀・上杉幸広・榎本遼平・串本佳隆・左巴伸幸・中早政揮・亀井喜子・芝麻美・平川恵子・喜納理恵・森彩子
- ▽高家 北裏雅由・北山達也・久堀亮太・榮昭規・田淵裕希・玉置大己・深瀬智裕・細川大・堀田卓臣・安岡慧・山田祐輔・安部恵利奈・鍵本佳香・小池裕恵・清水麻未・清水治加・土塚美希・森口紗妃
- ▽池田 村田憲嗣・楠本幸世・山崎まい
- ▽小中 白井孝佳・白井琢也・谷本美和子
- ▽柏 稲葉翔大・濱秀樹
- ▽小杭 三上祐貴
- ▽上志賀 大畑京平・堀内寛子

- ▽久志 田辺沙紀子
- ▽中志賀 稲葉一樹・鈴木元也・玉井充・宮脇誠・山下弘喜・玉置真穂・中家未乃里・了馬朋美
- ▽下志賀 上久保達也・玉置涼太・川瀬友理・野口莉沙
- ▽谷口 岩城正宗・中野洋祐・井上麻衣・川崎春菜・松本晃子
- ▽小池 假屋園大和・西祐美・林奈央子
- ▽小浦 山本洋介・磯崎里沙
- ▽津久野 山科実甫
- ▽比井 向井順一・鍵本佐絵・木下結美子・白木沙織・表具絢美
- ▽小坂 池端春香
- ▽産湯 崎善彦・橋本敦実・松原準・村喜円香
- ▽阿尾 坂田佳績・山下泰典

日高町消防団訓練
出初式

□1月5日(金)
□日高町若もの広場

新春恒例の消防団訓練出初式は、1月5日(金)午前10時から日高町若もの広場グラ

ウンド(雨天時は日高町農村環境改善センター)で、婦人防火クラブの参加を得て挙行します。

式典では、永年消防団員として活躍いただいている団員の方々に日高町長、和歌山県消防協会日高郡支部長から表彰されます。

また、平成17年度及び平成18年度の退団者に対し感謝状が贈呈されます。

出初式において表彰、感謝状を受けられる方々は、次のとおりです。(敬称略)

- ◎日高町長表彰
- ▽35年勤続表彰 稲葉伸秀(消防団副団長) 田端惠次(第3分団分団長) 土佐忠男(第3分団副分団長)
- ▽25年勤続表彰 坂田和夫(第3分団班長)
- ◎和歌山県消防協会長表彰
- ▽20年勤続表彰 直川豊一(第1分団班長)
- ◎和歌山県消防協会日高郡支部長表彰
- ▽10年勤続表彰 岸井広木(第1分団団員) 上畑考士(同)
- 稲垣浩一(第2分団団員) 貴志芳博(同) 濱出 明(第3分団団員) 木村英則(同) 濱村一成(同) 尾崎敏一(同)

◎平成17年度及び平成18年度退団者

- ▽直川精史(第1分団班長)
- 皿山義紀(第3分団団員) 木下正弘(第3分団団員)
- ◎平成18年度新入団員
- ▽土崎 敦(第1分団団員)
- 吉村和宏(第3分団団員)

なお、1月5日、午前8時に消防団員招集のため、防災行政無線によりサイレンを鳴らしますので、火災、その他の災害とお間違えのないようお願いいたします。

また、西川の内原小学校下流付近で放水訓練を予定しています。訓練付近は、水滴が飛散しますので河川沿線にお住まいの方は、洗濯物等ご注意ください。

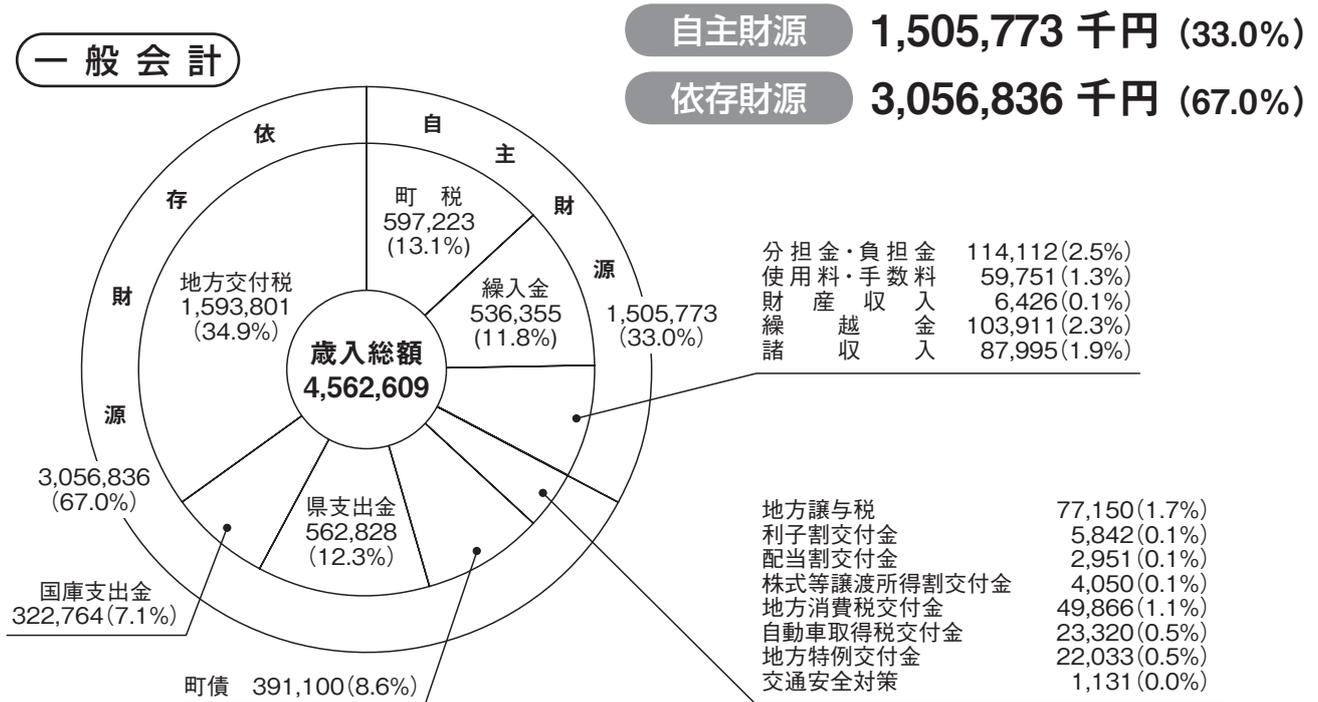


秋の消防団訓練

まち“ホツとタウン・ひだか”をめざして

平成 17 年度の決算が、昨年の 9 月議会で認定されました。一般会計の収支状況は、歳入 45 億 6,260 万 9 千円に対し、歳出 44 億 1,510 万 7 千円。歳入歳出差し引きは、1 億 4,750 万 2 千円の黒字決算となっています。

このうち、平成 18 年度への繰越事業費として、3,113 万 3 千円と財政調整基金へ 6,000 万円を積立てし、実質は 5,636 万 9 千円が平成 18 年度への繰越金となります。



<p>総務費</p> <p>131,611 円</p>	<p>民生費</p> <p>104,045 円</p>	<p>町民 1 人当りに使われたお金 572,053 円</p> <p>町民 1 人当たりが納めた税金 77,381 円</p> <p>(平成 18 年 3 月末の 7,718 人で計算)</p>	<p>消防費</p> <p>15,704 円</p>	<p>公債費</p> <p>54,846 円</p>
<p>衛生費</p> <p>46,969 円</p>	<p>土木費</p> <p>56,185 円</p>	<p>農林水産業費</p> <p>100,836 円</p>	<p>教育費</p> <p>38,729 円</p>	<p>その他</p> <p>23,128 円</p>

人と自然が共生し、豊かでうるおいのある

平成 17 年度決算 **歳入** 4,562,609,587 円 **歳出** 4,415,107,274 円

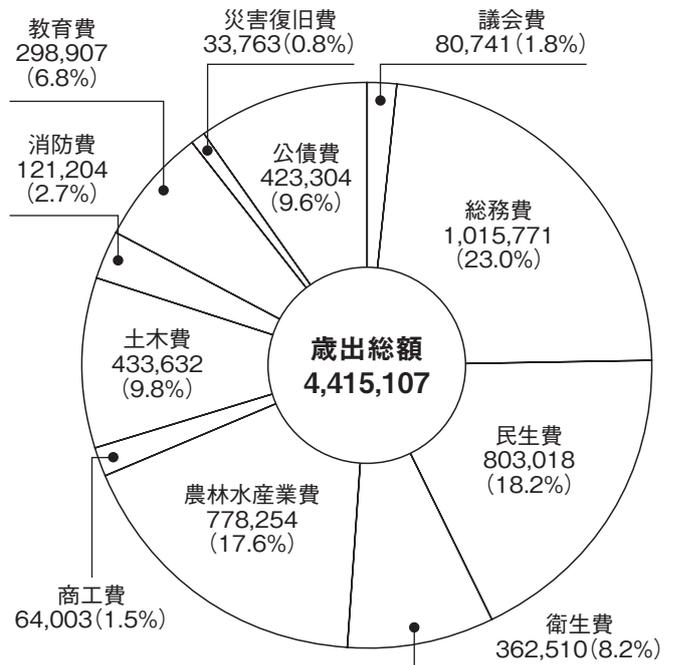
特別会計 (単位：千円)			
会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険	353,011	331,241	21,770
老人保健	904,041	903,908	133
土地取得	36,282	0	36,282
下水道事業	752,503	737,974	14,529
介護保険	476,876	470,634	6,242
合計	2,522,713	2,443,757	78,956

公営企業会計 (単位：千円)			
会計名	歳入	歳出	差引
水道事業	673,369	555,730	117,639

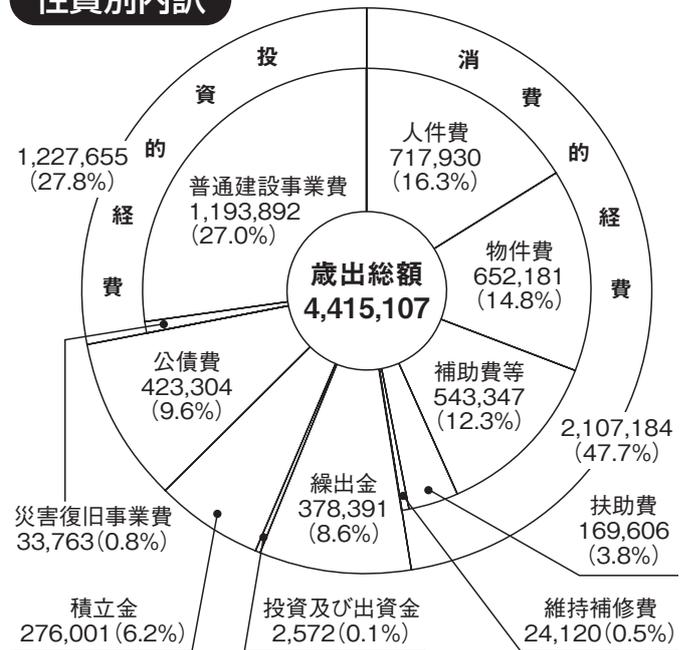
各基金の現在高 (単位：千円)		平成17年度末 現在高
財政調整		992,407
減債		187,918
地域づくり推進事業		197,052
高齢者福祉		22,680
土地開発		127,468
中山間ふるさと水と土保全		10,000
合計		1,537,525

地方債の現在高 (単位：千円)		平成17年度末 現在高
一般会計		4,067,440
下水道事業特別会計		2,218,156
下水道事業会計		1,341,582
合計		7,627,178

目的別内訳



性質別内訳



日高町人事行政の運営等の状況 (平成18年度)

日高町では、住民福祉の向上や豊かで住みよいまちづくりなどのため、いろいろな事務・事業を行っています。これらの仕事に携わっている町職員の給与等の現状を知っていただくために、その内容についてお知らせします。

○職員の任免及び職員数に関する状況

職員数 (単位：人)

	平成16年度末 職員数	平成17年度中		平成17年度末 職員数
		採用者数	退職者	
行政職	97	1	2	96

○職員の給与の状況

1 総 括

(1)人件費の状況 (平成 17 年度)

(単位：千円)

会計区分	歳出総額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費比率	住民基本台帳人口
一般会計決算	4,415,107	116,369	717,930	16.3%	14.7%	平成18年3月31日現在 7,718人
公営企業等会計決算	1,293,705	132,168	57,899	4.5%	5.0%	

- (注) 1. 人件費は、特別職に支給される給料及び報酬を含んでいます。
2. 公営企業等会計決算は、水道事業会計と下水道事業特別会計の合計額です。

(2)職員給与費の状況 (平成 18 年度)

(単位：千円)

会計区分	職員数 A	給 与 費				一人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
一般会計予算	86人	314,016	31,135	128,153	473,304	5,504
公営企業等会計予算	9人	33,903	2,831	14,575	51,309	5,701

- (注) 1. 職員手当には退職手当を含まない。
2. 給与費は当初予算に計上された額である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
日 高 町	41.4歳	312,808円	347,490円
国	40.4歳	328,477円	381,212円

(2)職員の初任給の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区 分		日 高 町		国	
		初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	170,200円	183,800円	170,200円	183,800円
	短 大 卒	151,000円	170,200円	151,000円	170,200円
	高 校 卒	138,400円	151,000円	138,400円	151,000円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	254,600円	304,050円	344,750円
	高 校 卒	— 円	284,900円	304,050円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区 分	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的な職務内容	公室長 参事	課長 副課長 主幹	課長補佐	係長	主査	主事	
職員数	2人	13人	10人	20人	10人	7人	62人
構成比	3.2%	21.0%	16.1%	32.3%	16.1%	11.3%	100%

- (注) 1. 日高町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2)昇給期間短縮の状況

区 分		平成17年度	平成18年度
一般行政職	職員数 A	63人	62人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	9人	0人
	比率 B/A	14.3%	0.0%

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

日 高 町		国	
(平成18年4月1日現在)		(平成18年4月1日現在)	
期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.45月分	期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.45月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

(2)退職手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

日 高 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	

(3)調整手当 (平成 17 年 4 月 1 日から廃止)

(4)住居手当 (平成 18 年 4 月 1 日から廃止)

(5)特殊勤務手当 (平成 11 年 4 月 1 日から廃止)

(6)その他の手当 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給額
扶養手当	配偶者は13,000円。配偶者以外の扶養の親族は2人まで各6,000円（配偶者のない職員の扶養親族には、1人目11,000円。扶養親族でない配偶者を有する場合には、1人目6,500円。どちらも2人目は6,000円。）であり、3人目以降1人につき、5,000円。満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの扶養親族たる子には、1人につき5,000円加算する。
通勤手当	交通機関利用者は、その運賃相当額が支給されます。交通用具使用者には、片道2km以上である時、1kmにつき500円とし、その金額が6,500円を超えるときは、その額と6,500円との差額の2分の1（その差額の2分の1が2,000円を超えるときは2,000円）を6,500円に加算した額

5 特別職の報酬等の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区 分	給料月額等	期末手当
町 長	675,000円	(平成17年度支給割合) 3.0月分
助 役	558,000円	
収 入 役	500,000円	
議 長	300,000円	(平成17年度支給割合) 3.0月分
副 議 長	250,000円	
議 員	230,000円	

○職員の分限及び懲戒処分の状況

職員の分限処分の状況

(平成 17 年度)

降 任	免 職	休 職	降 給
—	—	—	—

職員の懲戒処分の状況

(平成 17 年度)

戒 告	減 給	停 職	免 職
—	本俸の1/10を6か月間減給 1 名	—	—

○職員のサービスの状況

年次有給休暇の状況について (平成 17 年)

平均取得日数	消 化 率
4日	10.0%

育児休業及び部分休業の状況について (平成 17 年)

	育児休業取得者数	部分休業取得者数	
		うち両休業取得者数	
男 性 職 員	—	—	—
女 性 職 員	2	—	—
計	2	—	—

○職員の研修及び勤務成績の評定の状況

【研修】

複雑化する行政課題に柔軟かつ的確に対応でき、時代に即した質の高い行政サービスを提供できる職員を育成すべく、計画的に和歌山県市町村職員研修協議会等に職員を派遣している。

【勤務成績】

職員の職務で発揮された能力や業績について、毎年評価を行い、昇格・昇級・勤勉手当などに反映させている。

○職員の福祉及び利益の保護の状況

【公務災害・通勤災害の認定件数】

(平成 17 年度)

	件数
公務災害	—
通勤災害	—

【措置要求などの条許】

(平成 17 年度)

	件数
勤務条件についての措置要求	—
不利益処分についての不服申立	—

【職員の健康診断】

職員の健康状態の把握及び健康障害や疾病の早期発見のため、年 1 回健康診断を実施している。



やめよう
不法滞在
不法就労

不法滞在者（オーバーステイ等）、不審な人物があなたのまわりに潜んでいませんか？

○ 不法滞在外国人とは

不法滞在外国人とは

- ・ 正規の旅券で日本に入国後、在留期限を超えて不法に滞在(オーバーステイ)している外国人
- ・ 他人名義の旅券で、日本に不法入国して滞在している外国人などです。

○ 増加する外国人犯罪

警察では、不法滞在外国人が、各種犯罪を誘発させていることから取締りを強化し、平成17年中、全国で約1万2千人の不法滞在外国人を検挙しました。

○ 国際テロ情勢

過去には、国際テロ組織幹部が、偽造旅券で入出国していたこともあります。不法滞在外国人の中には、テロリストがアジトを作っている可能性もあります。

- ・ 「変だな、おかしいな」と思ったとき
- ・ 「不法滞在外国人を知っている。あの店で働いている」など見たり、聞いたりしたときは、交番・駐在所・御坊警察署までご連絡ください。

御坊警察署 0738-23-0110

放送大学4月入学生募集

放送大学はテレビやラジオで授業を行う通信制の大学です。

働きながら学びたい、生涯学習に興味があるなど、様々な目的で幅広い世代の方が学んでいます。

ただいま平成19年4月入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

教養学部

- 全科履修生【大学卒業「学士の取得」を目指す】…18歳以上
- 選科履修生【1年間在学し、希望の科目を学ぶ】…15歳以上
- 科目履修生【6ヶ月在学し、希望の科目を学ぶ】…15歳以上

大学院

- 修士選科生【1年間在学し、希望の科目を学ぶ】…18歳以上
- 修士科目生【6ヶ月在学し、希望の科目を学ぶ】…18歳以上

出願期間

平成18年12月15日(金)～平成19年2月15日(木)

「資料請求・お問い合わせ先」

放送大学和歌山学習センター

〒641-0051 和歌山市西高松一丁目7-20 (和歌山大学松下会館内)

TEL 073-431-0360 FAX 073-431-0311 放送大学ホームページ <http://www.u-air.ac.jp/hp>

財政健全化を 進めます

日高町財政 健全化計画改定

日高町の財政は、財源不足が続き、将来的に貯金を使い果たしてしまうほどの危機的状況にあったことから、昨年度において財政の健全化計画を策定し、計画初年度となる平成17年度に職員手当の廃止削減や町長など特別職の給料の減額、公共事業の抜本的見直しなどを行いました。皆様のご協力をいただき、大きな効果をおげることができました。

しかし、町をとりまく財政事情は先行き不透明で、余談をゆるさない状況にあることから、財政健全化計画の適切な見直しを行い、財政事情の変化に対応していく必要があります。

そこで、このたび財政健全化計画の18年度改定を行い、平成18年度から22年度までの5年間に取り組むべき健全化策をお示しし、着実に実行していくことで財政のさらなる健全化を進めます。

◆財政の現状と見通し

これまでの積極的な公共投資により、小・中学校の耐震化をはじめ、ほ場や漁港など農漁業基盤整備、及び主要町道や上下水道といった社会基盤整備が、一定のレベルに達しつつあります。この基盤整備の充実を背景として、健全化計画において、費用対効果を精査した結果、公共投資の削減が可能となったことで、平成17年度普通会計決算は、普通建設費で前年度から25%もの大幅減を実現できました。さらに健全化計画の遂行により、人件費や扶助費を減額し、歳出総額では10%近い減額となりました。

歳入面でも徴収率の向上などにより、町税が5年ぶりに増収となり、地方交付税も特別分での減額が当初の想定より小さかったことから、実質的な財源不足は平成16年度を大きく下回り4千万円程度にまで減少しました。

しかし、今後の財政状況については、三位一体改革の影響で、平成16年度から18年度までの3年間で5億円以上ののぼり、以後も毎年2億円程度の影響が続くものと想定さ

れ、歳出面においても、これまでの積極的な普通建設事業への町債発行により、公債費が増加傾向にあり、下水道事業への繰出金も下水道事業の元利償還金の増により増加するものと見込まれます。その他の特別会計への繰出金でも、国民健康保険及び介護保険は、経費増により、増加し続けるものと見込まれます。

一方、老人保健は、制度改革、及び和歌山県後期高齢者医療広域連合の発足により、約8千万円もあつた繰出金が、平成20年度以降に皆減されることとなり、町にとって大きな財政負担からの解放となることが期待できます。

このようなことから、厳しい財政事情の中で、平成17年度における積極的な財政健全化策により、健全化に向けて大きな一歩を踏み出したといえますが、町財政は地方交付税への依存度が高く、その地方交付税は、平成22年初頭における基礎的財政収支の黒字化が目指されており、新型交付税の導入も検討されているなど、依然として将来への不安材料は残っていることから、今後不安定な財政運営が続くものと考えられます。

◆平成17年度における 財政健全化実績

平成16年度決算時点における町の財政見通しでは、平成21年度までに財政調整基金が底をついてしまうという、危機的な状況であったことから、歳出削減と財源確保を図り1年でも早く財政を健全化させることが至上命題となっていました。

財政健全化を実現するには、1年でも早い時期での積極的かつ大胆な取り組みが効果的であり財政に与える影響が大きいことから、健全化への取り組み初年度となった平成17年度に積極的かつ大胆な改革を行い大きな効果を上げることができました。

【歳出削減効果】
 <17年度単年度効果額>
 1億1,400万円
 <5年間の見込み効果額>
 14億8,700万円

町長など特別職給の減額や職員の各種手当の廃止・削減、新規町道整備の凍結や補助金の減額、敬老年金の支給年齢の引き上げなど、従来からの事務事業を見直し、費用対効

果を見極め、歳出削減に努めました。

【歳入確保効果】
 <17年度単年度効果額>
 2,200万円
 <5年間の効果額見込み>
 1億800万円

町税の滞納処分を積極的に払い、また、第2子以降児に対する保育料の町単独減免措置を廃止するなど、財源確保に努めました。

◆財政健全化への 取り組み

平成17年度における健全化策によって、町財政は健全化に向け大きな一歩を踏み出しましたが、それでも、財源不足は毎年1億円程度にものぼり、地方交付税制度は先行き不透明であることから、長期的には財政健全化への道のりはまだまだ厳しいと言わざるを得ません。

この財源不足を解消し、安心して行政を運営するためには、引き続き全ての事務事業の改善に努めるとともに、費用対効果を見極め、歳出削減と歳入確保を図る必要があります。

ます。

そのため、平成 17 年度に作成した財政健全化計画を引き継ぎ、必要な見直しを行うとともに、さらなる改革を實行する平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 か年計画を策定し、財政健全化に取り組みます。

■歳出削減策

○人件費を抑制します。

〔目標効果額〕
1 億 5, 900 万円

退職者に対し 50% 程度の補充とし、臨時職員についても一部補充をしません。

収入役を今任期（平成 19 年 6 月 30 日まで）で廃止します。

議員の定数を次回選挙時（平成 19 年 2 月）より 14 人から 11 人に削減します。

非常勤特別職について、報酬日額 9, 000 円のはものは 7, 000 円に減額します。また、農業委員会委員の定数を 20 人から 18 人に削減します。

○町補助金を見直しました。

〔目標効果額〕
3, 200 万円

町単補助事業について、目

的を達成したもののや効果が小さいもの、町が関与すべき範囲などを見極め、さらなる減額と整理統合を進めます。

各種委員会委員について、報償金額 9, 000 円のはものは 7, 000 円に減額します。

○町の役割を見直します。

〔目標効果額〕
1, 400 万円

入院時食事療養費や福祉手当など町単福祉手当について、支給基準を見直すとともに必要性の検討を行います。

○事務事業を見直します。

〔目標効果額〕
5, 200 万円

旅費規程の見直しにより、旅費で 10% 程度の減額を図ります。

需用費のうち消耗品等通常経費については、節約に努めるとともに、一括購入、一括管理などにより計画最終年度までに 10% 程度の減額を図ります。

業務委託については、費用対効果から根本的な見直しを行い、中止・削減、委託方法等を検討します。

公共施設の管理運営について、指定管理者制度の導入を検討します。

■歳入確保策

○町税の確保を図ります。

〔目標効果額〕
5, 000 万円

夜間の訪問徴収頻度を増やすとともに、口座振替のさらなる普及に努めます。また、滞納にならないよう、現年中の早期納税を積極的に啓発していきます。

滞納者については、早期呼び出しとともに、滞納処分を徹底するなど、より厳しく対処していくこととします。

徴収困難なものについては、県との共同公売や回収機構による滞納処分を行います。

○受益者負担を見直します。

〔目標効果額〕
400 万円

町が施工する事業や提供する行政サービス、及び公共施設を利用される団体や個人に対し、利用内容や頻度、負担の割合等を精査し、必要な受益者負担を定めることとします。

町税の督促にかかる費用について、実費請求することとします。

■行政サービスの向上に向けた取組

○住民福祉の充実に取り組みます。

〔計画必要額〕
1, 600 万円

乳幼児医療費の支給を、小学校 3 年生まで拡充します。また、知的障害者が授産施設を安心して継続利用できるよ

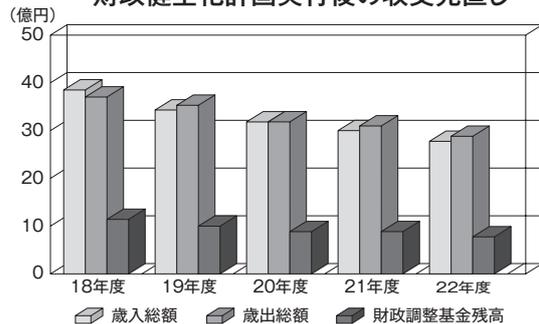
うに負担軽減を図ります。

財政健全化計画実行前と後の収支見通し

(単位：百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実行前					
歳入総額	3,779	3,354	3,149	3,009	2,833
歳出総額	3,749	3,539	3,267	3,118	2,961
歳入歳出差引	30	▲185	▲118	▲109	▲128
財政調整基金残高	1,083	898	780	671	543
実行後					
歳入					
町税	608	646	646	647	647
地方交付税	1,563	1,556	1,518	1,459	1,420
譲与税・交付金	202	159	162	165	169
国・県支出金	643	449	362	314	221
繰入金	70	31	27	25	14
町債	358	299	220	174	152
その他	356	228	227	238	225
歳入総額	3,800	3,368	3,162	3,022	2,848
歳出					
人件費	721	684	679	688	684
物件費・維持補修費	744	757	681	566	549
扶助費	194	193	193	193	193
補助費等	517	526	528	526	513
普通建設費	709	447	278	259	158
公債費	436	456	466	459	468
特別会計繰出金	413	427	387	372	334
その他	0	1	2	1	1
歳出総額	3,734	3,491	3,214	3,064	2,900
歳入歳出差引	66	▲123	▲52	▲42	▲52
財政調整基金残高	1,118	995	943	901	849

財政健全化計画実行後の収支見直し



みんなで進めよう健康日高21

●●● 歩くことから始めよう!!



こんなところに効果あり!!

『健康日高21』の今年度の重点事業は運動「歩くことからはじめよう!」です。

交通機関の発達や自家用車の普及により、現代人は運動不足になりがちです。日常生活での運動不足は生活習慣病の原因となります。生活習慣病を予防するためには、ゆっくりとたくさん酸素を体内に取り込む「有酸素運動」が効果的です。いつでも、どこでも、一人でも継続して行うことのできる「歩くこと」は体に無理な負担がかからない理想的な有酸素運動です。あなたも日常生活のなかで、歩くことから始めてみませんか?



- 心肺機能や筋力が鍛えられ、体力がアップする。
- 体内の脂肪が燃えるため、肥満防止に役立つ。
- 善玉コレステロールが増え、血流がよくなると動脈硬化や高血圧などが防げる。
- 骨が丈夫になり、骨粗鬆症の予防に役立つ。
- ほどよい気分転換になり、ストレスが解消できる。

日常生活でできること

- 座ってばかりいないで、こまめに体を動かす。
- リモコンを使わず、立ってテレビのチャンネルを変える。
- 地域の行事に積極的に参加する。
- 犬の散歩の回数を増やす。

運動するときの注意事項

頑張りすぎは逆効果。無理は禁物です。運動するときは、次のようなことに注意しましょう。

- 治療中の疾患等がある方は、はじめる前には必ずかかりつけ医に相談しましょう。
- 体調の悪い日は無理をせず、運動を中止するか、軽くしておきましょう。
- 運動の前後には、必ず準備運動(ウォーミング・アップ)と整理運動(クール・ダウン)をしましょう。

基本のウォーキング・フォーム

- かかとをひいて、まっすぐ前方を見る。
- 肩の力をぬく。
- 胸をはり、背筋をのばす。
- 腰の回転で歩幅を広げる。
- リズムがつかめたら徐々にスピードアップを
- つま先で地面をける。
- ひざをのばし、かかとから着地して重心をつま先に移動。
- 腕は進行方向にむかって前後に振る。
- 腰をひきしめる。
- 息が少しはずむくらいが安全で効果的

靴選びのポイント

- かかとの部分に足をあわせ、つま先に1cmくらいのゆとりがあり、指が動かせる。
- 足の動きにそって無理なくする。
- 靴下をはき、靴ひもを通して、実際に少し歩いてみる。

通気性のよいもの **材質**

すべりにくく、かかとの部分が厚めで、弾力性のあるもの **靴底**

○運動中に体調の不良を感じたら、運動を中止し、必ず医師に相談しましょう。



あつ危ない！やけど事故

やけどの危険があるもの

子どもの皮膚はとてもやわらかく、熱い飲みものや食べものでも大きなやけどをしてしまうことがあります。やけどをしたらすぐに水で冷やし、水ぶくれができるような場合はすぐに医師に診てもらいましょう。

- 炊飯器…床など低い位置に置かない
- ストーブ・ファンヒーター…まわりを柵で囲む
- ポット…子どもが手を伸ばせない場所に置く
- ホットケーキメーカー…ロックをかけておく
- 熱いスープ、みそ汁、お茶など…テーブルクロスは使わない
- アイロン…子どもがいるところでは使わない
- キッチン…調理中は子どもをキッチンに近づけない
- 風呂(沸き過ぎたお湯、シャワー、熱い蛇口)…浴室にカギを掛け、子どもが入らないようにする
- マッチャライター…子どもの手の届くところに置いておかない
- 電気毛布・電気カーペット

(低温やけど)…タオルなどを使って直接体に触れないようにし、寝る前にはスリッパを切る



**やけどをした時の
応急処置**

- やけどをしたらすぐ冷やす
- すぐに流水で冷やす
- 水ぶくれをやぶらないようにガーゼで覆う
- 皮膚科ですぐに診てもらう

(体の部位別の冷やし方)

- 手・足…水道の水を出しっ放しにして冷やす
- 頭・顔…冷水のシャワーをかける
- 耳・目…直接水をかけず、冷たいタオルをこまめに取り替えてながら冷やす
- 全身…服のまま浴槽の水につける

注意 水で直接冷やすのは厳禁。やけど直後に軟膏を塗らないこと。

※全身やけど以外は、体全体

御坊広域休日急患診療所

- 場所 御坊市藪290番地の2(日高医師会館北隣)
- 電話 23-1289
- 診療日 年末は12月31日
年始は1月1日～3日
- 診療時間 9:00～16:00
(12:00～13:00 休息)



を冷やさない。体がふるえだしたら冷やすのを止める。

農作物鳥獣害
防止対策事業
(町単)のご案内

町では、農作物を鳥獣害から守る目的で、その設置に係る資材費の一部を予算の範囲内で補助します。

町内の 1 戸以上の農家が電気柵、トタン柵などを設置した場合が、補助の対象となります。

平成 19 年度においてこの事業を希望される農家は、1 月 10 日(水)までにお申し込み下さい。

詳しくは、産業課(☎63・3806)まで。

農業委員会委員
選挙人名簿の
登録申請について

1 月 1 日現在で、農業委員会委員の選挙権を有する方は、1 月 10 日までに農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を日高町農業委員会へ提出して下さい。

一般の選挙と異なり、自ら申請しないと選挙権がありませんのでご注意ください。

申請用紙は、12 月中に昨年の該当者本人に送付しています。万一配布漏れがありましたら農業委員会事務局(☎63・3806)へお申し出ください。

森林を伐採する場合は、規模にかかわらず届出が必要です。

森林は、住まいなどをつくる木材を生産すると同時に、きれいな水を蓄えたり、台風や水害などの災害から私たちを守ってくれます。また、レクリエーションの場を与えてくれるなど、私たちの生活に欠くことのできない貴重な資源です。

そのため、皆さんの森林について、その自然条件などに適した正しい森林の取扱い、伐採方法などを守っていただくため、森林法第 10 条の 8 の規定により、個人の山でも森林を伐採する場合には、規模にかかわらず伐採届出書の提出が必要です。(※林地転用のための伐採についても届出が必要です。)

届出は産業課に指定様式が

ありますので、伐採を開始しようとする日の 90 日前から 30 日前までの間に提出して下さい。詳しくは、産業課(☎63・3806)まで。

注意してください! ここは自然公園内です。

日高町西部の海岸線一帯と西山は、県立自然公園に指定されています。

自然公園内において工作物の新(増・改)築、木竹の伐採、土地の形状変更、広告物の設置等の行為を行う場合、公園内の風致景観を保護するために、県条例

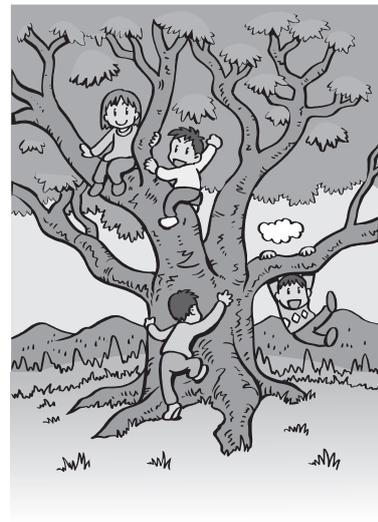
に基づき許可又は届出が必要です。

行為を行う場合は、公園区域内であるかどうかを前もって産業課でお確かめください。

【お問い合わせ先】

産業課(☎63・3806)

自然公園区域





石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿救済法）により、石綿にさらされる業務に従事したことにより中皮腫や肺がん等を発症し、平成 13 年 3 月 26 日以前に死亡した労働者のご遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方に対して特別遺族給付金が支給されます。

**石綿による
健康被害の救済に関する
法律の施行から6ヶ月が
経過しました**

**早めの請求を
お勧めします！**

特別給付金のうち特別遺族年金は、請求があった日の属する月の翌月分から支給になりますので、請求が遅くなると受給総額が減少することとなります。また、特別遺族給付金は法施行日から 3 年を経過する平成 21 年 3 月 27 日以降は、その請求ができなくなります。さらに、特別遺族給付金の支給決定にかかる調査では、エックス線フィルムやカルテといった医学的資料に基づき石綿ばく露と当該疾病との因果関係を判断することがありますが、これらの医学的資料は法令により保存期間が定められているため、期間を経過した場合は、医療機関に医学的資料が保管されていないことも想定されますので、早めに請求されることをお勧めします。

**救済給付と同時に
申請できます！**

石綿ばく露を原因とする疾病について、石綿ばく露の原

因が業務によるものなのか、業務以外の原因によるものなのか明らかでない場合には、労災保険給付の請求と救済給付の申請、あるいは特別遺族給付金の請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

**各種制度の
お問い合わせ先**

○特別遺族給付金や労災保険制度
和歌山労働局労働基準部労働補償課（☎073・422・2176）または御坊労働基準監督署（☎0738・22・3571）

○労災保険給付の対象とならない方への救済給付
独立行政法人環境再生保全機構（☎0120・389・931）

◆厚生労働省のホームページに、特別遺族給付金についてよくあるご質問を掲載していますので、ご参照ください。
（<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roundou/sekinen/izoku/index.html>）

製造事業所の皆さまへ

～工業統計調査を実施しています～

経済産業省では、平成 18 年工業統計調査を実施しています。

- 【基準日】平成 18 年 12 月 31 日現在
- 【対象】製造業を営む事業所
- 【目的】工業の実態を明らかにすること

みなさまから提出していただいた調査票は、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので正確なご記入をお願いします。

【お問い合わせ先】総務課（☎63・2051）

紀の国森づくり税の実施について

和歌山県において「紀の国森づくり条例」が成立し、森林環境の保全及び森林と共生する文化を創造することを資するため、現行の個人住民税の県民均等割額に 500 円を加算徴収することになりました。この超過課税の適用期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間となっています。

	個人県民税の 均等割額 【年額】	年齢65歳以上の 老年者の特例 【年額】
平成19年度	1,500円(500円)	900円(300円)
平成20年度以降	1,500円(500円)	1,500円(500円)

（ ）内金額は、うち紀の国森づくり税額

**下水道は公共施設です。
マナーを守って大切に利用しましょう。**

■下水道に流してはいけないもの（公共ます及びマンホール）

○台所では：
残飯や野菜くず、天ぷら油やサラダ油の廃油など。
下水管の中で石けんと油が固まって詰まったり、処理場の機能を低下させます。

○トイレでは：
トイレットペーパー等の水溶性以外のもの。
水に溶けない紙や紙おむつ、タバコやガムなどを流すと、下水道管の詰まりの原因となったり、中継ポンプの故障の原因になります。

○お風呂場・洗面所では：
固いものや毛髪など（目ざらを用いて取り除いてください。）

○屋外では：
雨水等の自然水

○その他
重金属などを含むような有害物質、農薬、廃油など。

敷地内にある配管やます（管と管の間に付けられたはこ）など下水道につながるころへガソリンやシンナー、石油などの危険物を流すと爆発を起こす原因になります。

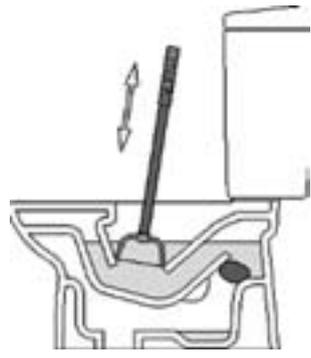
■その他
○マンホールの蓋を開けたり、マンホール内に入ったりしないでください。落下及び有毒ガスが発生している場合があります。危険です。

○マンホールは下水管の点検や修理をするためのものです。土砂やゴミを投げ入れないでください。

○下水管の近くには植樹しないで
下水管に木の根が侵入し、詰まりや破損の原因となることがあります。

○個人管理の排水設備（ます等）は、時々清掃を行ってください。なお、ます等に溜まったゴミは水を切って生ゴミとして処理してください。

■トラブルがおきたら：
○水洗トイレが詰まって流れないとき：
たいていの詰まりは、市販されている「ラバーカップ」で直せます。1つ備えておきましょう。それでも直らないときは、指定工事店にご連絡ください。



○家庭の排水設備に故障や漏水などのトラブルが発生したときは、速やかに指定工事店に連絡して修理を依頼してください。自分で修理したり改造したりすると思わぬトラブルの原因になります。

○下水道施設の異常（マンホール・公共マスの破損、マンホールからの湧水等）を発見したときは、直ちに役場に連絡してください。
【お問い合わせ先】上下水道課（☎63・3805）

**個人情報開示の
実施状況**

平成16年10月に施行した本町の個人情報保護制度では、町長が各実施機関の実施状況をとりまとめ、把握することにより、今後の個人情報保護制度に関する事務の公正な運営を確保するとともに、これを広く一般に公表することにより、町民の適正な利用と、制度全体の発展を図ることを目的とし、毎年度1回公表することとなっています。

平成18年11月末現在の実施状況は次のとおりです。

・開示請求件数	…0件
・訂正請求及び利用停止等の受付件数	…0件

・公文書開示請求件数…0件
・公文書開示請求に関する決定状況 …0件
・不服申立ての件数 …0件

情報公開制度は、より開かれた町政を推進していくために、町が持つ情報（公文書等）を町民の皆さんに広く公開していく制度です。

町内に住所を有する方などが開示請求できますが、開示することにより個人のプライバシーや、法人、団体などの正当な権利や利益が侵害されたり、町の公正かつ円滑な事務の執行を妨げるおそれのある情報は開示できません。

詳しくは、総務課（☎63・2051）まで。

**情報公開制度
実施状況**

情報公開制度により、毎年度、公文書の開示の実施状況を公表することになっていきます。

昨年の実施状況は次のとおりです。



作業主任者技能講習会

建設業労働災害防止協会和歌山県支部では、次の講習会の受講生を募集しています。

受講料等 9,600円
受付開始予定 2月5日(月)

◆石綿

日時 1月25日(木) 1月26日(金)

場所 和歌山県勤労福祉会館(プラザホープ)

受講料等 9,900円
受付開始予定 12月25日(月)

※平成18年4月より、新しく「石綿作業主任者」の資格ができました。

◆建築物等の鉄骨組立等

日時 2月13日(火) 2月14日(水)

場所 和歌山県勤労福祉会館(プラザホープ)

受講料等 9,800円
受付開始予定 1月15日(月)

◆足場の組立て等

日時 3月6日(火) 3月7日(水)

場所 和歌山県勤労福祉会館(プラザホープ)

【注】

1. 講義時間は、何れもAM 9時からPM 5時20分まで(講義内容により、変更があります。)
2. 講習会の受付は、講習会開催の約1ヶ月前からです。
3. 受講料は当方にご持参いただくか、又は現金書留でお願いします。
4. 受講料等には、テキスト代が含まれています。
5. 定員になり次第、締め切ります。

詳しくは、建設業労働災害防止協会和歌山県支部(☎073-436-1327)までお問い合わせください。



パソコン講習一覧表 受講生募集!!

〈平成 19 年 1 月～平成 19 年 3 月 日程表〉

職業訓練法人中紀技能訓練協会／中紀地域職業訓練センター

講習名	対象	内容	No	クラス	期 間	講習料
パソコン基本	パソコンをはじめようという方 パソコン初心者	キーボードの使い方 マウスの使い方 フォルダとファイルの基本 簡単な文書作成 インターネット操作 メール操作	1	午後	1月24日(水)～26日(金)、29日(月)～31日(水)	6,500円
			2	夜間	2月16日(金)、19日(月)、21日(水)、23日(金)、26日(月)、28日(水)	
JW-CAD入門	パソコン基本修了者 または、JW-CAD初心者 (文字入力・マウス操作・ファイル保存のできる方)	JW-CAD(製図)ソフトの基本操作 (12日間のコースです)	3	夜間	1月10日(水)、12日(金)、15日(月)、17日(水)、19日(金)、22日(月)、24日(水)、26日(金)、29日(月)、31日(水)、2月2日(金)、5日(月)	15,000円
ワードI(初級)	パソコン基本修了者 または、ワード初心者 (マウス操作、ファイル保存の出来る方)	文字入力の基本 文書作成 簡単な表の作成	4	午後	2月14日(水)～16日(金)、19日(月)～21(水)	6,500円
			5	夜間	3月5日(月)、7日(水)、9日(金)、12日(月)、14日(水)、16日(金)	
エクセルI(初級)	パソコン基本修了者 または、エクセル初心者 (文字入力、マウス操作、ファイル保存の出来る方)	文字入力の基本 計算式の基本 簡単な関数の利用 グラフ機能	6	午後	3月7日(水)～9日(金)、12日(月)～14日(水)	6,500円

※テキスト代は別途となります。JW-CADが3,500円、その他は1,050円です。

IT 基礎長期入門コース開講!!

今年こそはパソコンを習得したいという方やパソコンの基本的なことが解らない方、また、講習に参加したいが授業についていけないかどうか不安という方に最適なコースです。

ブロック名	コース名	内容	コースNo	クラス	期 間	講習料
Aブロック	パソコンを知ろう	パソコンを知ろう パソコンを起動しよう マウスの操作に慣れよう キーボードの操作に慣れよう ファイル管理について知ろう	7	夜間	1月16日(火)、18日(木)、23日(火)、25日(木)、30日(火)、2月1日(木)	7,000円 (テキスト代含む)
Bブロック	文書を作成しよう	文章を入力する 文章を編集する 文章を印刷する 文章を保存する	8	夜間	2月6日(火)、8日(木)、13日(火)、15日(木)、20日(火)、22日(木)、27日(火)、3月1日(木)、3月6日(火)	7,000円 (テキスト代含む)
Cブロック	インターネット・電子メールを使ってみよう	インターネットを使う前の準備や注意 電子メールの使い方	9	夜間	3月8日(木)、13日(火)、15日(木)、20日(火)、22日(木)、27日(火)	7,000円 (テキスト代含む)

※A-B-C全ブロック受講の方は受講料(テキスト代含む)は16,800円、2ブロック選択の場合は受講料12,600円となります。

★講習時間

- ・ 午後のコース PM 1 : 30 ~ PM 4 : 00
- ・ 夜間のコース PM 6 : 30 ~ PM 9 : 00

注 1) 各コース人数の少ない場合は中止になります。
注 2) 開講後の中途退講者は講習料の返金はいたしませんので、予めご了承ください。

お申し込み・お問い合わせ先

業訓練法人中紀技能訓練協会／中紀地域職業訓練センター

〒 649-1211 和歌山県日高郡日高町荊木 310 番地
TEL : 0738-63-1500 FAX : 0738-63-1501

2月4日は 日高町議会議員 一般選挙の 投票日です

平成19年2月12日任期満了に伴う日高町議会議員一般選挙は1月30日に告示、2月4日に投・開票を行います。

町議会議員の定数は、合併当時の昭和30年は22人でしたが、その後、昭和38年に20人、昭和58年18人、昭和62年16人、平成11年14人と減員になり、今回の選挙から3名減員の11人となります。

町議会は、住民から選挙によって選ばれた議員によって組織される町の最高議決機関です。毎年4回招集される定例会と必要に応じて開かれる臨時会において、条例の制定や改正、予算の決定、決算を認定するほか、町政について

の調査、住民からの請願や陳情を受けたりする重要な機関です。

私たちの代表を選ぶこの選挙は、私たちの生活と極めて密接な関係にあり、正しく代表者を選ぶことは、これからの明るく住みよい町づくりを行うための重要な選挙です。

投票日には、みんなそろってきれいな1票を投じましょう。

選挙権のある方は

選挙人名簿に登録されている方です。日高町の区域内に住所を有し、昭和62年2月5日以前に生まれた日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、日高町の住民基本台帳に登録されている方です。また、選挙人名簿に登録されていても2月3日までに町外へ転出された方は投票できません。

投票日に投票できないときは2月3日までに期日前投票を

2月4日の選挙当日、仕事

や旅行、外出などの理由により、どうしても投票所へ行けない方は、あらかじめ期日前投票をすることができます。

期日前投票のできる期間は1月31日から2月3日までの期間で、時間は毎日午前8時30分から午後8時までです。

投票入場整理券をご持参のうえ、期日前投票所（日高町役場内）で投票してください。

郵便で不在者投票をする場合は郵便投票制度

身体に重度の障害があり、歩行が困難なため投票所に行くことができない方は、自宅など現にいる場所で投票用紙に記載をし、郵送する方法で行う郵便投票制度が設けられています。

郵便投票制度を利用できる人は

身体に重度の障害があり、「身体障害者手帳」または「戦傷病者手帳」を交付されている方で、ある一定の障害を有する方及び介護保険の被保険

者証に「要介護5」と記載されている方で、どちらも「郵便等投票証明書」の交付を受けた方です。また、自ら投票の記載をすることができない方は代理記載制度を利用することが出来ます。

投票用紙の請求期限は、1月31日です。この請求をされるときは、「郵便等投票証明書」が必要です。あらかじめ町選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受けておいてください。

日高町議会議員一般選挙に立候補を予定されている方へ

平成19年2月4日執行予定の日高町議会議員一般選挙立候補予定者説明会を1月15日（月）午後1時30分より日高町中央公民館大会議室で開催します。立候補を予定されている方や関係者の皆さんは必ずご出席ください。

詳しくは、日高町選挙管理委員会（☎63・2051）まで。

日高町議会議員一般選挙実施状況

選挙執行年	昭和30年	昭和34年	昭和38年	昭和42年	昭和46年	昭和50年	昭和54年	昭和58年	昭和62年	平成3年	平成7年	平成11年	平成15年
執行日	2月13日	2月7日	2月10日	2月10日	2月7日	2月2日	2月4日	1月30日	2月1日	2月3日	2月5日	2月7日	2月2日
定数	22人	22人	20人	20人	20人	20人	20人	18人	16人	16人	16人	14人	14人
立候補者数	43人	27人	24人	26人	25人	24人	23人	19人	17人	17人	17人	15人	17人
当日有権者	5,036人	5,198人	4,997人	4,850人	5,171人	5,218人	5,262人	5,306人	5,326人	5,436人	5,587人	5,730人	5,895人
投票総数	4,692人	4,837人	4,698人	4,615人	4,861人	4,947人	4,999人	5,030人	4,997人	5,050人	5,135人	5,136人	5,319人
投票率	93.17%	93.06%	94.02%	95.15%	94.01%	94.81%	95.00%	94.80%	93.82%	92.90%	91.91%	89.63%	90.23%

防災資機材購入
【宝くじ助成事業】



自主防災会員と防災資機材

阿尾区自主防災会（上出貞和会長）は、平成18年度宝くじ助成事業（自主防災組織育成）の助成を受け、防災資機材を購入しました。

同自主防災会は、近い将来発生するであろう東南海・南海地震に備え、平成17年10月に結成された組織です。

今回、購入した防災資機材（事業費 約200万円）は、災害発生時に飲料水を確保する緊急時用浄水装置をはじめ、ヘルメット、トランシーバー、メガホン、合図灯、担架、救

急セット、毛布、発電機、物置、格納庫など128点で、光徳寺の南側に整備した避難所に保管しています。

今後は、防災資機材を活用した防災訓練を定期的に行うほか、自主防災組織の強化や防災意識の高揚が図られるとともに、地域のコミュニティ活動がより一層活発に行われることが期待されます。

平成18年11月1日から
選挙人名簿抄本の
閲覧制度が
見直されました

○ 閲覧できる場合が次のとおり公職選挙法に規定されました

① 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認するために閲覧する場合
② 公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙運動を行うために閲覧する場合

③ 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるものうち政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

ハウスの新設・増設等を
計画されている方へ

町では、集約農業を推進するため、ハウス設置者に対する

※実際に閲覧をするにあたっては、本人確認のため、顔写真付きの身分証明書を提示していただく必要があります。

る助成事業を実施しています。ハウス50坪以上の新設、増設、または加温機を設置される方に対して、助成を行います。

平成19年度において、この事業の申し込みを計画されている方は、1月12日（金）までに産業課へ申込書の提出をお願いします。期限以降の申し込みについては、助成が受けられないのでご注意ください

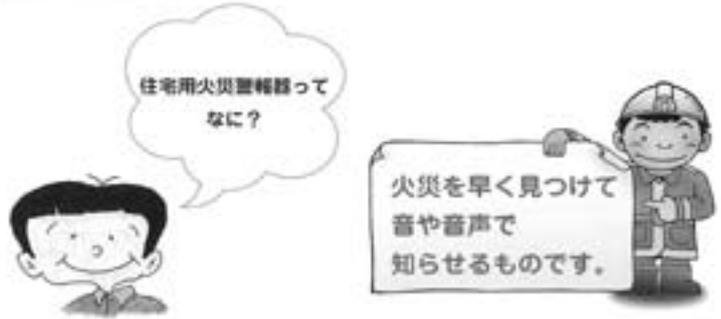
い。
詳しくは、産業課（63・3806）まで。
☎



住宅に火災警報器の設置を義務化

最近の住宅火災による死者数の急増等を踏まえ、平成16年消防法が改正され、一般の住宅にも火災警報器の設置が義務付けられました。

- 新築の住宅の場合 平成18年6月1日以降に新築する場合は、新築時に設置しなければなりません。
- 既存の住宅の場合 平成23年5月31日までに、設置しなければなりません。



- 木ネジで簡単に取り付けられます。
- 天井や壁（高い部分）に取り付けます。



**医療費節約に
ご協力を！**



国民医療費の中で、老人医療費の占める割合が大きくなっています。老人医療費は、お医者さんで皆さんが支払っている一部負担金のほかに国民健康保険や健康保険からの拠出金と、国や県、町の負担金などによってまかなわれています。

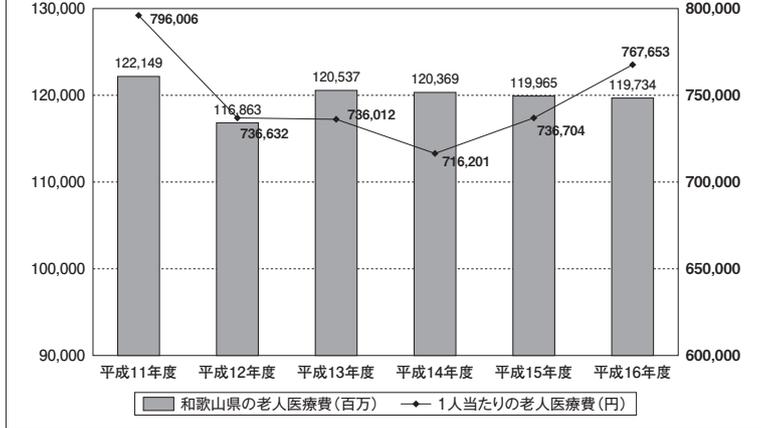
和歌山県の平成16年度の老人医療の医療費総額が1,197億34百万円、老人受給対象者が15万5,974人で、1人当たりの老人医療費は76万7,653円と増加傾向にあります。現状を正しく知って医療費の節約に取り組みましょう。

医療費の増加は、私たちが

和歌山県の老人医療費の状況

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
和歌山県の老人医療費(百万)	122,149	116,863	120,537	120,369	119,965	119,734
1人当たりの老人医療費(円)	796,006	736,632	736,012	716,201	736,704	767,653
老人医療受給対象者数(人)	153,452	158,645	163,770	168,065	162,841	155,974

和歌山県の老人医療費推移



資料：老人医療事業年報（厚生労働省）

- 納める保険料負担の増加を招きます。しかし、医療の受け方ひとつで医療費の増加を防ぐことができます。
- Ⅱ 医療費節約の3原則Ⅱ
1. かかりつけ医を持ちましょう。
 2. 重複受診は避けましょう。
 3. 時間外受診は避けましょう。
- 皆さん、医療費節約にご協力をお願いします。
- お問い合わせ先（住民福祉

**国民年金の手続きを
忘れていませんか？**

課税63,380円)まで。

○国民年金はまず届け出から手続きをしないでそのままにしておくと、年金が受けられなくなったり、減額されることがありますのでご注意ください

① 20歳になったら、厚生年金

や共済組合などに加入していない人は、国民年金の加入届けを出してください。

② 退職して無職になった方、配偶者の退職により扶養されなくなった方は、国民年金となりますので加入届けをしてください。

○便利な口座振替手続きを

口座振替手続きは、金融機関に納付書、預金通帳と、通帳の届出印をご持参のうえ手続きをしてください。

口座振替なら、あなたの指定した口座から自動的に引き落とされます。金融機関や郵便局の窓口まで納めにいかなくて済むので大変便利です。

また、納め忘れも防げます。

○保険料を納められないとき

申請免除制度・学生納付特例制度があります。

本人の届け出後、審査により決定されますので、必ず所得の申告をしてください。

○国民年金基金

老齢基礎年金に上積みして年金を受け取る制度です。国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる年金です。

また、納めた保険料は、全額が所得控除の対象になります。詳しくは、国民年金基金 ☎フリーダイヤル 0120・65・4192まで

**温泉館「海の里」
みちしおの湯
開館のご案内**

平素は、町内外より多くの方々にご利用いただきありがとうございます。

年末年始の開館状況は次のとおりですので、本年もご利用をお願いします。

12月28日(木) 休館
29日(金) 休館
30日(土) 休館
31日(日) 休館
1月1日(月) 休館
2日(火) 開館
3日(水) 開館

1月4日(木) から平常どおり開館いたします。

開館時間は、午前11時から午後9時まで、入浴受付は午後8時までとなります。

詳しくは、温泉館「海の里」みちしおの湯(☎64・2626)までお問い合わせください。

平成19年から 所得税と住民税の 税率が変わります。

平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることとなります。このことにより、ほとんどの方は、平成19年1月分から所得税が減り、その分6月分からの住民税が増えることとなります。しかし、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

税源移譲以外の 主な変更点

定率減税が廃止されます。平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。

（所得税平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から）
住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措



置がとられています。

平成17年1月1日現在、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

（平成17年1月1日現在 65歳以上の方の場合）

非課税 ▶ 平成17年度 合計所得金額 125万円以下の方

課税 ▶ 平成18年度以降 経過措置がとられ 平成19年度は税額の3分の1を減額

【独身者の場合】

給与収入	税源移譲前			▶	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000円	64,500円	188,500円		62,000円	126,500円	188,500円		0円
500万円	258,000円	163,300円	421,000円		160,500円	260,500円	421,000円		0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円		376,500円	404,500円	781,000円		0円

【夫婦+子供2人の場合】

給与収入	税源移譲前			▶	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0円	9,000円	9,000円		0円	9,000円	9,000円		0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		59,500円	135,500円	195,000円		0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		165,500円	293,500円	459,000円		0円

平成18年分所得税申告相談

2月16日から

平成18年分の所得税の申告相談受付が2月16日から始まります。申告される方は必ず正しい申告を行ってください。



申告しなければならぬ人

- ① 事業所得や不動産所得などがある人
- ② 給与所得のある人で次に該当する場合

▽平成18年中の給与収入が、2000万円を超える場合

▽給与を1か所から受け、地代・家賃などの収入があり、給与所得や退職所得以外のこれらの「所得の合計額」が20万円を超える場合

▽2か所以上から給与所得を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計が20万円を超える人

個人から年間110万円を超える財産の贈与を受けた場合は、原則として贈与税の確定申告をしなければなりません。

国民健康保険加入者は、所得の有無にかかわらず必ず申告してください。

確定申告が必要な方で申告をしなかったり、誤った申告をされますと、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、更に加算税や延滞税を納めていただくことになる場合がありますのでご注意ください。

申告当日お持ちいただくもの

① 所得関係書類

18年中(1月から12月まで)の給与支払報告書・公的年金支払報告書・売上帳簿・その他必要と思われるもの

② 控除関係書類

18年中(1月から12月まで)に支払われた生命保険・損害保険・国民健康保険・国民年金等の支払証明書
 ※生命保険・損害保険・国民年金の控除証明書は必ずお持ち下さい。お持ちでない場合は所得控除ができません。

③ 認めめの印鑑

確定申告は、ご自分の所得金額や納税額を申告する重要な書類です。「確定申告の手引き」や「前年分の申告書控え」等を参考に確定申告をご自分で正しく記載していただきますようお願いいたします。

町税は口座振替で!

税金は、私たちが豊かで安全な暮らしが出来るよう警察や消防、保健衛生や教育などの公共サービスや、道路や橋、港湾や上下水道などの公共施設の整備・充実に充てられて

います。私たちが社会の一員として暮らしていくために、みんなで出し合って負担しているのが税金です。税務課では便利で安心、確実な口座振替制度のご利用をお勧めしています。口座振替をご利用される方は、グリーン日高農業協同組合、和歌山県信濃連、紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、郵便局、または税務課(☎63・3802)まで、口座振替される通帳と届出されている印鑑をご持参のうえ、お申し込みください。

町県民税・所得税申告相談日程表

月日	曜日	受付時間	申告場所	地区名
2.16	金	午前 9時～午後 3時	老人憩の家	比井
2.19	月	午前 1時～午後 3時	田杭集会所	田杭
2.20	火	午前 9時～午前11時	老人憩の家	津久野坂
		午後 1時～午後 3時	産湯集会所	産湯
2.21	水	午前10時～午後 3時	漁村センター	町全域
2.22	木	午前10時～午前 3時	日高町中央公民館	町全域
2.23	金	午前 9時～午後 3時	漁村センター	阿尾
2.26	月	午前 9時～午後 3時	小浦公民館	杭浦 小上
2.27	火	午前 9時～午後 3時	中志賀構造改善センター	杭志賀 小上
2.28	水	午前 9時～午後 3時	〃	柏中志賀
3. 1	木	午前 9時～午後 3時	文化会館	谷口
3. 2	金	午前 9時～午後 3時	〃	下志賀池
3. 5	月	午前 9時～午後 3時	内原保育所	原谷
3. 6	火	午前 9時～午後 3時	日高町役場厚生室	池萩 萩原
3. 7	水	午前 9時～午後 3時	〃	萩原
3. 8	木	午前 9時～午後 3時	〃	高家
3. 9	金	午前 9時～午後 3時	〃	高家中
3.12	月	午前 9時～午後 3時	〃	荊木

税務課 ☎63-3802

税の標語

御坊税務署と日高町が町内中学生から募集していた平成18年度中学生の税の標語に、209名の応募がありその中から優秀賞に3名の方が選ばれ、日高地方租税教育推進協議会(天野貞祐会長)より表彰されました。

【優秀賞】

○「見えてくる 税の輪 ひろがる 明るい未来」

日高中1年 玉井沙也加

○「税金を 納めてつくる 安心社会」

日高中2年 磯崎 綾

○「税金を みんなで納めて 広がる未来」

日高中2年 野田 智也

税の作文

日高納税貯蓄組合連合会、社団法人御坊納税協会共催、御坊税務署後援平成18年度中学生の「税について」の作文で、応募総数2426点の中から日高納税貯蓄組合連合会(高垣宏会長)より1名の方が表彰されました。

【最優秀賞】

○「税金と高齢化社会」

日高中3年 谷口 智郷

税の標語と作文につきまして、中学生の皆様にとくさんの応募をいただきました。これもありがとうございます。これからもご協力お願いします。

税金と高齢化社会

日高中学校三年 谷口 智郷

この間まで私の祖父は、検査のため3週間くらい入院していました。高齢者の医療費が上がらないうちに入院したそうです。

先日新聞で、この医療費のことについての記事を見つけてきました。高齢者の医療費は、2000年まで一定料金しか請求されない定額制でした。私の曾祖父の時代では、無料だったと母は話していました。2001年1月から一割負担が導入され、2002年からはこの一割が導入されるなど、実質的に負担が増えました。今年10月からは、現役並み所得者の負担を二割から三割に、長期入院での食費と居住費が保険適用外に、高

額療費自己負担額の値上げなど、高齢者の負担は増えるそうです。2008年からは70〜74歳の負担割合が原則二割に上がるそうです。

ある老人の女性は、自宅の階段で転倒し、アキレス腱を切ってしまいました。介護保険で週1回ヘルパーを派遣してもらうとともに、電動リクライニング機能があるベッドを借りました。自己負担は約2千円です。しかし、介護保険制度見直しで、軽度障害の場合、保険を使ったベッドは今年10月から利用できなくなります。ベッドがないと生活が不自由になるけれど、中古でも10万円近くするので、今後のやりくりを考えると、決断できません。税金と保険料の支払総計は昨年の三倍近くにもなっています。日々の生活は年金で賄っているのに、生活費を切りつめるには月1、2回の日帰り温泉などでの娯楽や食費を削るしかないそうです。そんなにぜいたくな暮らしはしていないのに、税金や各種保険料の値上げと今後とも続く負担増で、家計はくるしくなる一方です。こんなことでいいのだろうかと思

わが国は今、世界に例を見ない速度で少子高齢化が進んでいます。出生率は年々低下の傾向にあり、その一方で平均寿命は伸びています。現在65歳以上のお年寄り一人を4人で支えているのが、平成39年には1.9人で支えることになり、社会保障費が進むにつれて、社会保障費を中心に歳出増加が見込まれる一方、少子化によって20〜64歳の勤労世代は減ってくることから、勤労世代だけでなく、より多くの人が社会を支えていくことが必要だと考えられます。

私は今まで、「消費税がなければほしい物をもっと安く買えるのに。」と、税金についてあまりいいイメージを持っていませんでしたが、税金の大切さや必要性に気がつきました。もし税金のない世界だったら、医療費等も、金額自分で負担しなければならぬのです。そうになったら、とても大変です。私が年とった頃には、高齢者の医療費はいつたいたいどうなっているのでしょうか。そのためにも、私はすすんで納税できる大人になりたいです。

和歌山地方税回収機構の活動

～町税収入及び税負担の公平の確保のために～

今年4月に、処理の難しい市町村税の滞納整理を専門に行うために、県内の全市町村が参加して、設立された「和歌山地方税回収機構」では、徹底した財産調査及び差押えなど厳正な滞納処分が行われた結果、4.6億円の徴収金が確保(平成18年9月末)されるなど効果をあげています。

本町では、(現在、992万円の引継ぎを行っており)今後とも積極的に機構を活用していきます。

機構では、引き継がれた事案について更なる財産の差押えや差押え不動産の公売を行うなど、税収の確保及び税負担の公平の確保に努めていきます。

町民の皆様には、今後とも、納期内納税をお願いします。



【和歌山地方税回収機構】
〒640-8263
和歌山市茶屋ノ丁2番1
和歌山県自治会館6階
☎073-422-3630

広く地域文化の向上に貢献
日高町文化功労賞に
岩田 毅 氏



岩田 毅 氏

町の文化向上と発展に顕著な功績のあった個人や団体を表彰する平成18年度日高町文化賞（文化功労賞）の表彰式が、11月3日、農村環境改善センターで開催され、広く地域文化の向上に貢献されている原谷の岩田 毅さん（75）が受賞されました。

岩田さんは、昭和29年に町職員となり、以降約38年間にわたり、町職員として住民の福祉向上に尽力されました。

この間、町体育指導委員をはじめ広域青少年補導センター補導委員、公民館運営審議会委員などを歴任され、退職後も地域に密着した社会教育、青少年健全育成活動に尽力されました。

また、昭和53年には日高町歩こう会を結成・主宰し、2

年後には町文化協会への加盟を果たされ、歩くことをとおして健康増進を呼びかけられました。

さらに、平成10年からは町文化協会会長に就任され、文化協会加盟団体をまとめる一方、町ふれあいまつり文化展への積極的な参加を図るなど、文化向上に情熱を傾注されています。

このほか、日高地方文化協会副会長、町社会教育委員としても現在活躍中で、広く地域文化の向上に活躍されています。

【岩田 毅さん談】

これまで皆さまのご指導とご協力を頂きながら、自分自身の身の丈からはみだすことなく、ご奉仕ができればと努めてきました。今後とも皆さまのご指導ご協力を頂きながら、一層のご奉仕に努めてまいります。



大人と青少年のふれあい事業開催

青少年と気軽にふれあう機会をつくり、地域ぐるみの青少年健全育成を支援していくことをねらいに、日高町青少年補導連絡協議会では、11月7日に「大人と青少年のふれあいトーク日高2006」を開催しました。

トークでは、青少年側として日高中学校3年生、大人側として日高町の補導委員さん、交通指導員さん、更生保護女性会員さんが参加し、「日高町」や「日頃の生活」などのテーマで活発に意見交換を行いました。



地域の人とトークで「ふれあい」

青少年健全育成
標語募集!!

日高町青少年総合対策本部、青少年補導連絡協議会、教育委員会では、青少年健全育成の一環として標語を募集しています。

就学援助資金の
お申し込みについて

要保護（生活保護家庭）準要保護（生活保護に準ずる家庭）で、就学困難な児童生徒の皆さんに対し、学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費等の就学援助資金が支給される制度があります。

平成19年度において、この制度適用をご希望の方は、地区民生児童委員さんを通じて、1月10日（水）までに教育委員会教育総務課（☎63・2038）へお申し込みください。



- 応募資格
町内の小・中学校児童生徒、町内に在住、あるいは在勤されている方。
- 課題
明るい家庭づくりや地域づくり、あいさつ運動や子どもを守る運動に関したものの、助け合い・仲間作り・ボランティア活動などに関したものの、交通事故防止や未成年の飲酒・喫煙防止などに関したものの。
- 応募方法
小・中学校については学校単位で学校名・学年・氏名を、一般については住所・氏名・電話番号を明記の上、教育委員会社会教育課（☎63・3812、FAX63・3843）宛にご提出ください。
- 締め切り
1月31日（水）
- 入選発表・表彰
2月下旬